

地域計画の申請にあたっては、原則として大規模改修を行う個別事業者が地域の申請者数のうち5割以上であることを目指していただきます

**宿泊施設の
大規模改修**

- ▶ 大規模宿泊施設とは、客室数60室以上の施設を指す
- ▶ 客室数に応じて「大規模改修」を本事業では定義する
- ▶ 稼働していない客室数も含め、客室数に応じて「大規模改修」の事業費を定義

- ▶ 原則、大規模改修を行う個別事業者が、**地域の申請者数のうち5割以上**であることを目指していただきます※1

施設規模

事業費※2の目安（税別）

- | | |
|------------------|--------------|
| ▶ 60室以上の施設の場合 | 事業費3,000万円以上 |
| ▶ 31室以上59室の施設の場合 | 事業費2,000万円以上 |
| ▶ 11室以上30室の施設の場合 | 事業費1,000万円以上 |
| ▶ 10室以下の施設の場合 | 事業費 500万円以上 |



※1 大規模改修を行う事業者が5割未満となる場合は、令和4年度「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」の実績を考慮します。さらにやむを得ない事情により大規模改修を行う事業者が5割以上を満たせない場合は、個別に伴走事務局にご相談ください

※2 事業費=補助対象経費の合計額を指します